

山村活性化支援交付金 早分かり

その1 交付金の概要

農林水産省

農村振興局 農村政策部

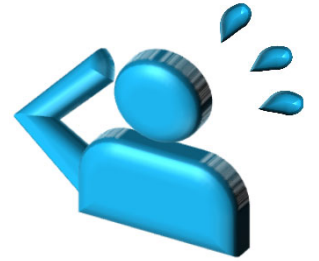
地域振興課 調査調整班

令和4年6月改定

“地域おこし”でこんなお悩みありませんか？

「地域特産品」による“地域おこし”と言っても・・・

どこから手をつけたらよいのか、分かりません



- 特産品づくりしたいけど、**具体的に何を行えば良いのかわかりません**
- そもそも取組を進めるための**元手（資金）がない**ので、あきらめてます
- 特産品というより、森を活かした**自然体験プログラム**を作りたいのですが・・・
- 取組をはじめようにも、**人材が足りていない**ので・・・
- 自慢の特産品をもっと大々的に売りたい！**効果的な売り出し方**とか、ないでしょうか
- **どんな特産品が売れるのか**分からないから、取組をはじめようにもはじめられない
- 特産品はどれも似ていてワンパターンな印象。**新たなビジネスのアイデア**があればなあ・・・



山村活性化支援交付金で悩みを解決！

山村活性化支援交付金って、一体、何？

農山漁村振興交付金のうち
山村活性化支援交付金 【令和4年度予算額 784（784）百万円】

<対策のポイント>
山村の活性化を図るため、山村の特色ある地域資源の活用等を通じた所得・雇用の増大を図る取組を支援します。

<事業目標>
中山間地域の特色を活かした営農と所得の確保に取り組み、事業目標を達成した地区の創出（350地区 [令和7年度まで]）

<事業の内容>	<事業イメージ>
<p>1. 山村活性化対策事業 山村振興法に基づき指定された振興山村において、農林水産物等の消費の拡大や域外への販売促進、付加価値の向上等を通じた地域経済の活性化を図るため、山村の特色ある地域資源の潜在力を再評価し、それらを地域ぐるみで活用するためのソフト活動（組織・体制づくり、人材育成、付加価値向上等を図る取組の試行実践等）を支援します。</p> <p>【交付率：定額（上限1,000万円/地区）、実施期間：上限3年間】</p> <p>2. 商談会開催等事業</p> <p>① 商談会開催支援 バイヤーとの商談会やWEBサイト上のマッチング商談会の開催など、山村の地域資源を活用した商品の販路開拓に向けた取組を支援します。</p> <p>② 山村振興セミナー支援 地域資源を最大限活用した新ビジネスの創出をより効果的に実施するため、商品づくりに必要なマーケティングのノウハウに係る基礎講習、ビジネスモデル作成に関する実践力を養う企画コンペ形式のワークショップの実施を支援します。</p> <p>【交付率：定額、実施期間：1年間】 ※下線部は拡充内容</p> <p><事業の流れ></p> 	<p>1. 山村活性化対策事業</p> <p>地域資源の賦存状況・利用形態等の調査 資源量調査、文献調査、聞き取り調査 地域資源の管理・保全形態等調査 等</p> <p>現地調査</p> <p>地域資源を地域ぐるみで活用するための合意形成、組織づくり、人材育成 住民意向調査、地域住民によるワークショップ開催 資源活用の推進体制・組織の整備、実施計画づくり 等</p> <p>合意形成・計画づくり</p> <p>地域資源の消費拡大や販売促進、付加価値向上等を図る取組 地場農林水産物を使った地域産品づくり 既存の直売所等と連携した販売促進、地域ブランドづくり 商品パッケージ等のデザイン検討 等</p> <p>地域産品の加工・商品化</p> <p>2. ①商談会開催支援</p> <p>山村地域の参加者とバイヤー等との商談会の開催・運営及びWEB上でのマッチング 商談会開催後のフォローアップ 等</p> <p>商談会の開催</p> <p>地域資源を活用したビジネス創出を効果的に実施</p> <p>② 山村振興セミナー支援 外部専門家によるマーケティングに関する基礎講習 ビジネスモデル作成に関する企画コンペ形式WS</p> <p>農林水産物を核とした山村の所得・雇用の増大に向けた取組の推進</p> <p>【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課（03-6744-2498）</p>

山村活性化対策事業と商談会開催等事業があります。

まずは、1の山村活性化対策事業を説明 次のページへ



山村活性化対策事業の紹介

何を行う？ → 取組内容

山村活性化対策事業では、次の取組内容を支援しています（どこから初めても、また、どの部分を集中的に行うのでも構いません。）

- 地域資源の調査**（資源量把握や、同じ資源がどの程度既に活用されているかの調査、資源確保のための調査 など）
- 取組実施のための**組織・体制づくり**（住民意向調査、人材育成・研修等 など）
- 商品開発**及び**既存商品の改良**（市場調査、試作品作成、試食会、成分分析・安全テスト など）
- 開発・改良商品の**販売促進**（パッケージデザイン、既存商品などとあわせたブランディング、価格調査など）
- 開発・改良商品の**販路拡大**（商品の各種プロモーション活動、展示商談会出展、ECサイト立ち上げ など）

資金は？助成対象は？

定額で、年間上限1千万円、最長3年間（要するに、**合計最大で3千万円**）が支援可能です。

対象は、**ソフト支援のみ**です。具体的な項目は

- 人件費（臨時雇用） / 旅費
- 需用費（消耗品費等） / 役務費
- 委託費（事業費の50%未満）
- 使用料・賃借料 / 機械賃料
- 資材等購入費 / 役務費
- 研修手当（人材育成） などです。

体験プログラムも特産品？

地域ならではの自然や環境資源を活用した、いわゆる「**こと消費**」「**サービス**」（例：**体験プログラム**）開発も特産品として、助成**対象**です。



山村活性化対策事業の実績



例えば、これまでどういった取組が行われてきたの？

実施件数

令和3年度までの事業開始件数：約250

事業実施主体

市町村又は地域協議会（後者は市町村が構成員であることが必須）

人材の課題解決例

- ・協議会構成員に地域おこし協力隊（又はそのOB）に参画してもらう
- ・伝統技術継承者を臨時で雇用しつつ育成（臨時雇用手当は本交付金から支給）
- ・商品製造方法について地域人材研修（研修費用は本交付金から支給）

地域資源の活用例

野菜・規格外野菜、山菜、きのこ、地域材（用材、間伐材、未利用材）、酒米・酒粕、塩、栗、蜂蜜、未利用資源（地ビール廃棄物等）、ジビエ、獣皮、野草（ハーブ、エキス）、大豆、新規作物（ビーツ、えごま、マカ）、伝統工芸品、海産・養殖魚、景観

etc.



特産品

食品系：加工食品、加工食品用一次加工品、旅館・食堂メニュー開発
非食品：インテリア雑貨、小物、化粧品
その他：観光資源、伝統技術継承

でも、やっぱり難しそう・・・

商品の開発や販売に直結する支援はないですか？



売れる“モノづくり”や“売り方”は商談会開催等事業にて支援！ 次のページへ



商談会開催等事業の紹介

特産品作ってみたけど、こんなことが分かりません・・・

効果的な売り出し方って？／どんな特産品が売れるの？／全く新しい特産品を作りたいのだけど・・・

販路開拓の方法

マーケティング基礎講習の開催

→商品開発から販路開拓の過程において役立つ、実務的・実用的な基礎知識・ノウハウなど

商談会等への出展（支援）

→実際の販売（契約）のチャンス獲得

アドバイス型Web商談会の開催

→出展参加者（山村側）は、バイヤーから個別に、商品や販売方法に関する具体アドバイス

- ①商品について
- ②売り方について

商品開発の方法

ワークショップ 商品開発・起業WSの開催

→山村地域の方々と地域内外のビジネス発案者などでチームを作り、当該山村地域の資源を活用した特産品販売事業を企画し、発表。
起業プランを練る中で、商品開発から販売を継続していく上での様々な課題を捉え、その対処方法を検討するなど、実践的な内容

上記は、山村の方達を支援するための「商談会開催等事業」の商談会開催支援及び山村振興セミナー支援の内容です。

うちの町でも、交付金事業を実施できますか？次のページへ



山村活性化支援交付金の活用条件

山村活性化対策事業に取り組むには※
以下のA及びBの2つの要件をクリアする必要があります

A 振興山村に指定されている地域である

「指定市町村（旧市町村単位）一覧」はこちら

https://www.maff.go.jp/j/nousin/tiiki/sanson/s_about/index.html

B 市町村で山村振興計画を作成している ※※

記載内容などは、こちら

https://www.maff.go.jp/j/nousin/tiiki/sanson/s_hyakka/attach/pdf/hyakka-49.pdf

分かりやすい「作成の手引き」も別途ご用意しています。

※ 商談会開催等事業の「商談会」や「山村振興セミナー」に参加するには参加者（団体）の居住・所在地が振興山村（上記A）であることが条件

※※ 平成27年の「山村振興法」改正前に作成されている山村振興計画は変更が必要です。

ご相談・お問合せ先は次のページへ



山村活性化対策事業について、もっと**詳しく話を聞きたい**

山村振興**計画を作成（変更）したい**

お気軽にご相談ください

局名	電話	管轄地域 注
農林水産省 農村振興局 地域振興課	03-6744-2498（直通）	全般、北海道
東北農政局 農村計画課	022-263-1111（代表）内線4059	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東農政局 農村計画課	048-600-0600（代表）内線3423	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県
北陸農政局 農村計画課	076-263-2161（代表）内線3419	新潟県、富山県、石川県、福井県
東海農政局 農村計画課	052-201-7271（代表）内線2515	岐阜県、愛知県、三重県
近畿農政局 農村計画課	075-414-9051（代表）内線2443	滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国四国農政局 農村計画課	086-224-4511（代表）内線2513	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州農政局 農村計画課	096-211-9111（代表）内線4633	福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

注）大阪府、長崎県、沖縄県には、山村振興法に基づき指定された振興山村がない。

ウェブサイト詳しい案内も公開中

<https://youtu.be/S25wmKHlqrl>

※ 資料中の様式番号などは実際のものとは対応していない場合があります。